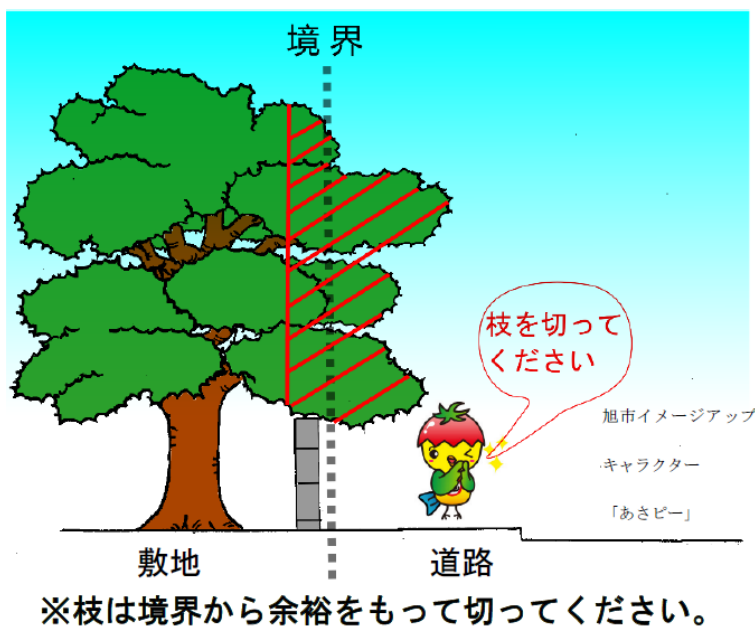


沿道地権者の皆さんへ

道路への枝の張り出しにご注意ください！

車道や歩道に樹木が張り出して、通行の妨げとなっている場所が見受けられます。これらに起因して車両や歩行者に事故が発生した場合、当該樹木の所有者が責任を問われる場合があります。

事故を未然に防ぐために当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。また、普段の管理はもとより、強風や大雨の後には特に注意されますようご協力をお願いします。



1. 車道や歩道に樹木が張り出している。
2. 枯れ木や枯れ枝等による通行障害がある。
3. 竹林の繁茂による通行障害がある。

※お近くでこのような箇所を見かけたら、
ご近所同士で声掛けをお願いします。

◇作業時の注意事項◇

(1) 電線や電話線がある場所の作業は危険を伴う場合がありますので、事前に最寄りの東京電力またはN T Tに連絡し、立ち会いのもとで行ってください。

(2) 作業にあたっては、通行車両、自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご配慮ください。

皆さんのご協力をお願いします

旭市役所 建設課 管理班 TEL 0479-74-3985